

2018年度 公益財団法人ノエビアグリーン財団 助成事業 応募要領

1. 助成の趣旨

児童、青少年の健全な育成や、スポーツの発展、普及に寄与するものです。

2. 応募資格

将来、世界大会やオリンピック、パラリンピック出場等を目指すアマチュアスポーツ選手(18歳以下)。

※公募開始(2018年12月3日)時点の年齢が18歳以下とします。また、プロ契約選手(競技を通して金銭を授受している方)は対象外とします。

3. 助成金額および助成対象期間

(1)年間の助成件数および各々の助成金額は、選考委員会において決定します。1件ごとの助成金額は、活動内容によって異なり、1件あたり上限300万円とします。

(2)助成対象期間は、2019年5月1日(水)から2020年4月30日(木)までの1年間とします。

4. 助成金の使途費目

原則として直接活動費のみ対象。(1)助成対象となる経費と(2)助成対象にならない経費は以下の通りです。

(1)助成対象となる経費

1)謝金:外部講師・ボランティア等に対する謝礼金

※謝金については支払対象者と生計を一にする親族は経費の対象となりません。

2)旅費・交通費:活動に必要な旅費や交通費

3)備品消耗品費:活動に直接必要な什器・機器備品・スポーツ用具・文具等の消耗品の購入費用

4)制作費:活動に直接必要なユニフォーム・競技用衣装等の制作費用

5)通信費:活動に必要な郵送、宅配便等の費用

6)会場費:会場使用料に関わる費用等

7)修繕費:活動に直接必要な什器・機器備品や設備などの修繕費用

8)その他:上記経費項目以外の交付対象活動に直接的に関わる経費

(2)助成対象とならない経費

1)活動の拠点となる事務所や家の家賃・光熱費・通信費

2)事務所や家等で恒常的に使う備品の購入費用(パソコン、コピー機、デジカメ、プリンター等の汎用機材等)

3)協賛金やそれに類するもの

4)領収書がないもの

5)その他、申請した交付対象活動に直接関係のない費用

<旅費・交通費の算出方法について>

- ・燃料費は、始点・着点を明記し、走行距離km×15円で計算してください。
- ・有料道路料金は、入口名・出口名を領収書に明記してください。ETCを利用した際は、利用証明書（インターネットなどで入手可）など内訳がわかる書類を提出してください。
- ・飛行機や新幹線などの公共交通機関は、機関名・路線名・始点・着点を領収書に明記してください。

5. 応募手続

(1) 応募方法

『ノエビアグリーン財団 助成サポートシステム』(以下、『助成サポートシステム』)より、お申し込みください。

Step1: マイページを取得します。

Step2: マイページにログインして申請書類を作成します。

Step3: 申請書類を作成後、マイページの「提出」ボタンをクリックし、完了となります。

詳しくは「[申請方法のマニュアル](#)」をご覧ください。

(2) 提出書類 ※全て『[助成サポートシステム](#)』にて提出いただきます。

- ① 申請者基本情報(必須)
- ② 申請書別紙(必須)
- ③ 助成金使途内訳補足資料(任意)
- ④ 推薦書(必須)
- ⑤ 保護者の同意書(必須)
- ⑥ 大会成績が証明できる資料(表彰状や順位表など)(必須)
- ⑦ 住民票(ご本人確認のための書類)(必須)

※必須書類につきましては、不足や不備があった場合は、無効となりますのでご注意ください。

(3) 応募期間

応募期間: 2018年12月3日(月)～2019年2月28日(木)

<申請内容に関するお問い合わせ窓口>

公益財団法人ノエビアグリーン財団 事務局

T E L: 03-5568-0305 9:00～17:30 (土日祝日・年末年始除く)

メール: info@noevirgreen.or.jp

※年末年始の休日は、2018年12月29日(土)から2019年1月6日(日)までとなります。

<申請方法(Web操作)に関するお問い合わせ窓口>

ワイビービズインプループ株式会社 サポート担当者

T E L: 03-3626-1307 9:00～17:00 (12:00～13:00までを除く、土日祝日・年末年始除く)

メール: noevirgreen@yoshida-p.co.jp

※年末年始の休日は2018年12月29日(土)から2019年1月3日(木)までとなります。

6. 助成の決定

採択結果は、4月中旬、当財団ホームページにて発表いたします。あわせて、『助成サポートシステム』にご登録のメールアドレスに通知いたします。郵送やお電話による通知はしておりませんのでご了承ください。尚、選考結果についての個別のお問合せには応じかねますのでご了承ください。

7. 助成金の交付時期

2019年5月上旬に全額交付します。

※助成金の振込みは、「円口座」以外は対象となりませんのでご注意ください。

8. 活動経過等の報告および報告書の提出

- ・助成金交付後、6ヶ月後を目安に『[助成サポートシステム](#)』にて「中間報告書」を提出していただきます。
- ・助成対象期間中、必要に応じて大会や活動場所へ当財団の事務局員が現地を訪問し、見学させていただく場合があります。また電話もしくはメールにて活動の進捗および収支の状況を確認させていただく場合があります。
- ・助成期間終了後2ヶ月以内に、『[助成サポートシステム](#)』にて「成果報告書」および領収書等、必要書類とあわせて「収支決算費目明細書」を提出していただきます。

9. 活動計画および経費の変更について

やむを得ない事由により提出した申請内容と相違が生じた場合（一部変更や助成金使途費目の変更等）は、その旨を速やかに事務局にご連絡ください。大幅な変更の場合は、『[助成サポートシステム](#)』にて「計画変更届」を提出していただき、代表理事が承認のうえ、変更を許可します。尚、変更の内容によっては助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めることがあります。

10. 当財団ロゴの使用について

当財団からの助成金で購入したスポーツ用具、ユニフォーム等に可能な範囲内で当財団のロゴマークを入れてください。（ロゴマークのデータはご提供いたします。）

11. 個人情報の取り扱い

【利用目的】

申請者および採択者の個人情報については、本助成選考および助成の目的にのみ使用し、第三者へ提供・預託することはありません。また、採択者は、氏名・団体名・活動内容等を当財団関連の印刷物やサイトに公開させていただきます。

【開示、訂正、削除】

個人情報の開示、訂正、削除等のお申し出やその他のお問い合わせにつきましては、下記のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

<個人情報についてのお問い合わせ窓口>

公益財団法人ノエビアグリーン財団 事務局

TEL:03-5568-0305 9:00~17:30（土日祝日・年末年始除く）

12. 助成の停止規定

次の各号のいずれかに該当する場合、助成を停止し、助成金を返金していただきます。

- ・申請書類記載事項に虚偽があることが判明したとき
- ・助成を受けるものとして不適当な行為や事実が判明したとき
- ・助成金を目的以外の用途に使用したとき
- ・活動の中止または廃止の申請があったとき
- ・活動の報告が行われない場合、また活動が助成対象期間内に行われないとき
- ・死亡・傷病のため活動が行えないとき
- ・活動内容が採用時点の計画から大幅に逸脱するとき